

第30回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成24年12月13日（木）13:00～15:18

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一

（専 門 委 員） 中野豊、牧野治世子

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都

（調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について

5 議事録

○廣松部会長 定刻になりましたので、ただいまから第30回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回の第3回目の部会では、国土交通省に対して詳細な説明を求められた事項である「2 調査事項の変更」に関する審議事項のうち「（3）報告者の誤記入防止のための調査事項の変更」「（4）地域別の土地取引動向の把握のための変更」「3 標本設計の一部変更」「4 調査方法の一部変更」及び「6 集計表（統計表）の拡充」について、国土交通省から説明があり、審議の結果、おおむね適当とされました。

また、前々回部会で積み残しとなりました「法人土地基本統計（基幹統計）の指定の変更（名称及び目的）」について審議を行い、おおむね適当と判断されました。

その後「中間年におけるフロー調査の実施について（方向性）」及び第2回までの部会審議を踏まえ、事務局が作成をいたしました答申案（未定稿）について、事務局から説明をいただき、審議を行いました。

本日の部会では、まず最初に集計表に関して、前回部会で御紹介しましたとおり、今回、統計委員会の竹原委員が顧問をされている株式会社ニッセイ基礎研究所の竹内主任研究員から、民間ユーザーサイドからの集計事項の追加要望がございました。

また、私の判断で、国土交通省に集計事項の追加の要請をいたしましたところ、国土交通省側で集計表の追加を行っていただいております。これにつきましては、答申案を審議する前に、まず国土交通省から説明をいただくことにしたいと思います。

本日の2番目の大きな議題でございますが、答申案の修正点を御審議いただきたいと思っております。

そして、3番目の議題といたしまして、統計委員会で私が発言する部会長発言メモとして取りまとめる予定の「行政記録情報の活用について」「中間年におけるフロー調査について」「報告者負担の軽減について」の3点について、私から説明をさせていただき、その後、委員・専門委員の皆様方から御意見をお伺いすることができればと考えております。

なお、前回の部会において、委員・専門委員の皆様方から出されました意見等につきましては「第29回サービス統計・企業統計部会結果概要」として、本日の参考資料として配布されております。これにつきましては、各委員・専門委員の皆様方に既にメールでお送りしておりますが、現時点で各委員・専門委員の皆様方から特段の御意見・御要望はきておりません。さらにお気づきの点がございましたら、明日以降でも結構でございますので、メールにより事務局にお伝えいただければと思います。

また、本日の部会は15時までの審議を予定しておりますが、審議の進み具合によっては、時間をオーバーする場合もあるかもしれません。もし御予定がおありの方は、前回同様、途中で中座していただいても結構でございます。

それでは、初めに本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○佐々木副審査官 本日、新たにお配りしている資料は、お手元でございます、資料1、集計事項の追加について。

資料2といたしまして、答申案。

資料3といたしまして、部会長発言メモ。行政記録情報の活用について、中間年におけるフロー調査について、報告者負担の軽減についてでございます。

また、参考資料といたしまして、先ほど部会長からもお話がありましたが、第29回サービス統計・企業統計部会の結果概要をお配りしております。

そのほかの資料については、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきますが、もしお忘れの方がおりましたら、事務局までお申し付けください。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、第4回目の部会の審議に入らせていただきます。

先ほどお話をいたしました、まず最初に、今回、民間ユーザーからの意見をもとに、調査実施者である国土交通省から集計表の追加の案をいただきました。その内容について、国土交通省から説明をお願いいたします。

○平岩土地市場課長 御説明いたします。資料1を御覧いただきたいと存じます。「平成25年法人土地・建物基本調査 追加集計事項について」でございます。

ニッセイ基礎研究所から御要望がございましたのは、不動産の証券化に関して、その市場の潜在的な規模を把握したいということで、建物の賃貸について集計ができないかという御趣旨で要望を承っております。

ニッセイ基礎研究所の竹内さんからは、具体的に地域別・業種別で、それぞれ建物の利用の現況を表側にするような形にして、貸付けの比率ですとか、延床面積、棟数あるいは資産額を集計できないかという御要望でございます。

そこで、直接、ニッセイ基礎研究所にお伺いをいたしまして、竹内さんとも打ち合わせをさせていただきながら、御用意させていただいたものが、資料1でまとめたものでございます。

「1 追加集計事項」といたしましては、7a-3でございますが、貸付目的で所有している部分のある建物の建物数・総延べ床面積・貸付目的で所有している部分の延べ床面積・総資産額でございます。

「2 追加集計表」といたしましては、①②にまとめてございます。

2ページ、3ページが表側パターンでございますが、先ほどの①に当たります方が、表側パターンの左側の建物所在地を地域別に置いたものでございます。②の方が業種を表側に置いたものでございます。

3ページの表頭は、副次的な用途を聞いている質問がございますので、主な現況だけで整理したものと、副次的な現況も組み合わせて、例えば26番のように、事務所と店舗とに使われている貸付けのように複合的に使われているものも、表として整理をしてございます。

これで求めるものとして、1ページに書いてございますが、それぞれ建物数・総延べ床面積・貸付目的で所有している部分の延べ床面積・総資産額を置いております。

貸し付けの比率は、直接御要望があったわけでございますが、総延べ床面積と貸付目的で所有している部分の延べ床面積の比率をとれば出ますので、それはそういう形でよいということで御了解をいただきながら、直接統計的に把握をした数字ということで、4表ずつに整理をして出させていただきということで御了解をいただいて、提出をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

民間の方からのニーズに対して、迅速に対応していただき、評価をしております。

追加集計事項の案に関しまして、御意見、御質問がございますれば、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○中野専門委員 質問させていただきます。貸付目的で所有している部分のある建物、後半の方には、その部分の延べ床面積ときていますけれども、貸付目的の建物の数というか、内訳、1棟ごとの貸付面積が出てくるということですか。

○平岩土地市場課長 もちろん統計としては1棟ごとに把握をしていますけれども、ここではあくまで足し上げた数字ですので、例えば建物数で延べ床面積を割っていただくとか、平均的なものは出せます。ただ、個票を出せるかというところ、そこは個別の情報もございませんので。

○中野専門委員 そうすると、店舗に利用しているとか、事務所に利用しているとか、貸付のビルがあったとすると、それも平均的な用途別の割合が出てくるということですね。

○平岩土地市場課長 そういう形になると思います。全体を数量的に捉えておりますので、割り算で平均的な姿などは把握できるかと思えます。

○中野専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○西郷委員 資料1の3ページの表頭のところなんですけれども、区分で言うと、16区分になります。11区分の方が主な利用現況を尋ねていて、16区分の方が複合的な用途も尋ねています。「その他の建物のみ」と「その他」というのが16区分の方であって、こういうところに入るもののイメージが湧かないんですけれども、どんなものになるのでしょうか。

○平岩土地市場課長 お答えします。「その他の建物のみ」は、例の医療施設とか畜舎みたいな数が少ないもので、選択肢の中で、その他の建物というものが設けられているんですが、31番の「その他」は、選択肢ではなくて、そのほかの組み合わせということです。

○西郷委員 25番の「その他の建物のみ」は、それまでに挙げられている利用の仕方ではないんですけれども、単一の目的で使っている場合に計上されて、31番の「その他」は、30番までに入らないものが全部足させるというイメージですか。

○平岩土地市場課長 はい。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等はないようでございますので、この集計事項の追加は適当とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、本日のメインの議題でございますが、前回の部会において、事務局から提示されました答申案（未定稿）について、説明を受けました。その際には一部ペンディングの部分もございました。本日はそれを加筆修正した上で、資料2として配布しております。まず事務局から答申案の修正点を中心に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂井国際統計企画官 それでは、資料2に基づきまして、御説明させていただきます。

修正点を中心にとということなんですけれども、例えば「てにをは」ですとか、文字のずれですとか、そういう文章審査的なところは、説明を省略させていただき、主に論点になった重要なところを中心に御説明させていただきたいというのが1点です。まず1回初めから終わりまで流させていただきます。それがいわゆる縦串の説明です。その後、横串の説明

としてで各共通事項があれば、その点について、若干コメントをさせていただくという形で進めさせていただきます。

1 ページの記の前でございますけれども「本諮問については、適当であると判断して答申する」。ここは従前どおりでございます。

1の(1)(2)の理由についても、特段の変更はございません。

2 ページ目の一番上のパラのところでございますけれども、ここは論理矛盾がございまして、前回お示した案では「イ 調査事項の変更」を踏まえて、適当ということになりまして、適当とする判断根拠を相互に依存し合う形になっておりましたので、ここは統計法の根拠に従い、法の目的、必要性を踏まえて、適当とされるということにして、イ以下の部分を落とさせていただいております。

2 ページ目の下の方でございますけれども(イ)の「これについては」以下でございますが、ここは前回の案では「結果精度」と「調査精度」という言い方が区々になっておりまして、特段区別する必要性がないということで「結果精度」に統一させていただいております。

3 ページ目、前回お示した案は、「未把握であった土地及び建物の所有・利用状況」云々と書いておりました。これは読みようによっては、未把握がどこまで係るかが非常に分かりにくいという御指摘がございましたので、その部分については、土地及び建物の所有及び利用状況云々と書いた後に、そのうち未把握であったものということで、未把握部分を特定させていただいたという変更でございます。

これと同様、(ウ)の「これらについては」以下でも同じでございまして、ここでも同じように、未把握部分が双方に係るような形で理解しにくかったので「これまでの調査において把握していなかった表4に掲げる調査内容を網羅的に把握するため」ということで、適当とする判断についても、どの部分を適当とするか明確にわかるよう修正させていただいております。

4 ページの(オ)の前、なお書きのところでございます。これは選択肢の分割や新設部分でございますが、従前入っておらなかった「報告者の負担に配慮する必要があること」という部分につきまして、追加的に入れさせていただいております。

(オ)の部分につきましては、第1パラ目と第2パラ目は事実関係でございますので、以前は全体をPとしておりましたが、事実関係部分については「P」をとったということで、本日御議論いただくことになろうと思います。

「これについては」以下の部分でございますけれども、ここは少し表現を変えました。以前は土地所有分に係る統計の体系的整備に資することと、名簿統一化という話だったんですが、名簿の統一化もその中身を書き分けさせていただいたということで、国交省がおっしゃる、施策等への活用の向上に資するということが一つの理由であろうし、もう一つは、本部会で御議論いただいた部分もございまして、これについては、後ほどまた横串の説明をさせていただくときに、どういう議論をしていただきたいかというところを御説明し

たいと思います。

5 ページ目は特段ございませんが、いずれもペンディングがとれたということでございます。

6 ページ目の下の「カ 統計表の拡充」の「(ア) 変更事項1」ですけれども、ここについては、基本的にペンディングがとれたということで、整理させていただいております。

一番下の3行目は「これにより土地の有効活用を促すための施策等への活用が期待され、また、会社法人や地方公共団体等における調査結果の利活用の促進等」という表現ぶりにしておりますが、これは分かりやすさということで、表現を修正させていただいたものです。

7 ページ目の(イ)の部分につきましては、前回の部会の審議を踏まえまして、ペンディングをとらせていただきました。今回も国交省から説明がありましたとおり、集計事項について、かなり改善をされておりますので、そういう意味でペンディングをとってございます。

2の「(1)『駅ナカ』の把握」の部分につきましては、前回、修正漏れがあったので、もう一度、確認的に修正を入れております。「これについて、国土交通省は、検討結果を踏まえ、次のとおり結論付けている」とございます。こうした関係上、国土交通省の結論づけの部分の特定するために、①の前に鍵括弧をつけさせていただき、課題事項と国土交通省の検討結果と部会の判断の違いを明確にしました。これはどこまで続くかということ、7ページ一番下の最後尾まで続きます。なお、鍵括弧で明確にされた部分について、若干修正させていただいております。

①で特に加えた部分は「都道府県単位で面積等」ということで、やや分かりにくかったので、分かりやすい表現にさせていただきました。

次の駅ビル等の関係のパラを加えさせていただいております。これは国土交通省の修正でございまして、基本的に現在の土地基本統計調査において、こういう形で整理させていただいているので、そこを残したいという御趣旨だと理解しております。

②も前はざくっと書いておったんですけれども、非常に分かりにくいという御指摘があったものですから、やや詳しく修正を入れております。「駅舎内に商業施設が混在するいわゆる『駅ナカ』については」までは同じでございますが「駐車場用地として一括把握しているが、駅舎内に店舗等が数多く存在するような場合、その売場面積等のみを駅舎と切り分けて把握することは、報告者負担の観点から、困難である」ということで、理由を明確にさせていただいたという趣旨でございます。

7 ページは以上でございます。

8 ページ目「(2) 行政記録情報の活用」の部分でございますが、第3パラの中ほどでございます。「この結果」以下の部分ですけれども、ここは、以前、事務局単純計算のもとに、1,700市町村×49万法人＝8億3000万と入れさせていただきましたけれども、これはあくまで理論的に想定されるいわゆるマックスの数字でございますから、読者をミスリー

ドしかねないという国交省の指摘を踏まえまして、括弧書きの修正をさせていただいています。修正案としては「全国に支社等を持つ法人が複数の市区町村に土地を有しているような場合、手続総数は膨大になることが予想される」ということで、定量的な記述部分を外させていただいて、いわゆる定性的な表現にさせていただいたというところでございます。

冒頭の国交省の結論づけのところと、括弧書きは同じでございます。

8 ページは、おおむねそのような感じでございます。

9 ページに移っていただきたいと思えます。3 の前のパラでございますけれども「このため、国土交通省は、今回の変更について、両調査の統一的な名簿整備を図ることとしており、これはパネルデータの作成にも資する前向きな取組と評価できることから適当である」ということで、今後の課題では一応こういう表現をさせていただいています。

先ほど申しましたように、このパーツと、4 ページの「(オ) 変更事項5」の「これについては」のペンディングの部分が、密接に関連する部分でございます。

続きまして「3 今後の課題」の説明をさせていただきます。今後の課題につきましては、ペンディングがとれたところと、統計の継続性にも影響する等の言いぶりの表現をさせていただいております。

それから「しかし」以下のところで「国土交通省は」ということで、主語を明確にさせていただいたというところでございます。

(2) につきましては、文章が冗長でございまして、非常に分かりにくかったものですから、シンプルにさせていただいたということです。「本調査において、『駅ナカ』を把握するかについては、今後、国土交通省において、売り場面積以外の調査事項（例えば賃貸の状況など）の必要性も含め、政策目的との関連性を十分に検討した上で判断する必要がある」ということで、ややシンプルにさせていただいております。

「(3) パネルデータの作成」ですけれども、ここについては、中ほどの「①パネルデータの政策への活用、②パネルデータ分析の手法」についてということで、先生方の意見を踏まえまして、修正を入れているというところでございますが、パネル部分につきましては、先の2つと関連いたしますので、本日、関連させつつ御議論いただきたいと思っております。

10 ページ目において、全体としてペンディングがとれたというところでございまして「(2) 理由」の「なお」のパラでございますけれども、これを新たに追加させていただいたというところでございます。

読み上げますと「新たに『法人土地・建物基本調査』で作成される統計は、①土地の有効活用や不動産市場の活性化等を促進するための全国的な施策等を企画立案するための基礎資料として、唯一かつ大規模な統計と位置付けられること」とございます。これはいわゆる法定要件の重要性に該当するかどうかということを表示させていただいています。「②不動産の流動化の状況等が明らかになることにより、統計の利用価値が向上し、民間ユーザーに広く利用されると見込まれること等から」ということで、この部分は民間の広範な

利用という要件に該当しているという表現でございます。したがって「統計法第2条第4項第三号の要件のうち、イ及びロに該当すると認められる」ということをなお書きで追加させていただいて、今回の25年のストックに関する事項の把握と、フローに関する事項を把握するための調査によってできる統計が、基幹統計の要件を満たしますということ、ここで明示的に挙証させていただいているということでございます。

以上が一応縦串で説明させていただきました。次に、横串で留意点をコメントさせていただきます。

4 ページのPにしている趣旨でございます。ここは何を言っているかと言いますと、同じ「パネルデータ」という表記がございますけれども、これは25年に基幹統計調査として実施するストック事項とフロー事項を把握することについて、それを適当と認めるための論拠という位置づけでございます。そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

関連いたしまして、9 ページ目を御覧いただきたいんですけども、ここで同じくパネルデータの話が出てございます。3の前ですけども「このため、国土交通省は、今回の変更において、両調査の統一的な名簿整備を図ることとしており、これはパネルデータの作成にも資する前向きな取組と評価できることから適当である」とございます。この部分は、いわゆる前回の答申で課題とされた事項を、本部会におきまして、適当と判断することの根拠として記載している部分と御理解いただきたいと思っております。

その上で「3 今後の課題」の「(3) パネルデータの作成」の部分でございますが、先ほど申し上げました①と②に追加したことを含めまして、これ自体を課題として残すかどうかにつきまして、本日御検討いただきたいと考えておる次第でございます。それが横串の1点目でございます。

横串の2点目でございますが、最後の10ページ目を御覧いただきたいと思っております。西郷先生から、統計と統計調査との関係性、議論の先後関係を含めて、いろいろな観点から御指摘を賜りました。それは一応事務局として重く受け止めておりますが、答申上はある意味一体的なものとして議論した上で、こういう結論にさせていただいているという整理をさせていただいた上で、答申上も順序は変えずに、調査計画を適当として認めていただいた上で、統計自体の変更につきましても、その調査内容を踏まえまして、適切であると置かせていただいております。これももし追加的に議論がありましたら、御議論いただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

縦ぐしの説明ということで、前回からの修正およびペンディングであった部分の扱いについて、そして横ぐしの説明として、それぞれ関連する箇所に関して御説明をいただきました。

それぞれの点に関して御議論いただきたいと思っておりますが、まず中村委員が御所用で中座されるということですので、先に御意見を伺えればと思っております。

○中村委員 非常につまらないこととですけれども、6ページの表7の※です。「国土交通省が担当する会社法人以外の法人は全国組織の法人等を担当し」となっています。法人が法人を担当することになるので、ちょっとおかしいです。「全国組織の法人等とし」です。

○坂井国際統計企画官 分かりました。そこは修正させていただきます。御趣旨は分かりました。

○廣松部会長 ほかに中村委員から御発言ございますか。御意見はございませんでしょうか。今の段階で特によろしいですか。

○中村委員 はい。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、順番にまいりたいと思います。前回、未定稿の段階ではございますが、一通り御議論・御審議をいただきました。したがって、先ほど説明がありました修正箇所を中心に御審議をいただきたいと思います。

まず1ページから2ページにかけて、適当であるとするものの論拠に関して、1ページの下から2行目でございますが「本調査（基幹統計調査）に『法人建物調査』（一般統計調査）及び『企業の土地取得状況等に関する調査』（一般統計調査）を統合し、法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）として実施することに伴うものと認められることから、適当である」という根拠づけをしています。この点はよろしいですか。

ここは御了承いただいたことにしたいと思います。

2つ目は全体に関することで「調査の精度」という表現を全部「結果精度」という言葉に統一するということですが、これも特に問題ございませんでしょうか。

どうぞ。

○牧野専門委員 細かいことですが、表2の下の1行目「地番」ではなくて「番地」ですね。

○坂井国際統計企画官 調査内容のところでございますか。

○牧野専門委員 「これについては」の行です。表2の下の1行目です。

○廣松部会長 表では「番地、号」になっています。

○坂井国際統計企画官 「番地・号」に修正させていただきます。

○廣松部会長 今、御指摘の点については「地番」を「番地」に修正することにしたいと思います。「結果精度」という言葉はよろしいでしょうか。

これも御了承いただいたことにしたいと思います。

続きまして、3ページ、上から2行目のところで「未把握であったものについて」の「未把握であった」という修飾語の位置を変えて、明確にしたということでございます。これもよろしいでしょうか。

同じ趣旨で、表4の下の2行目「これまで後において把握していなかった」という修飾語の位置を変えて、明確にしたという点でございます。よろしいでしょうか。

それぞれの該当ページで、表現等、お気づきの点がございましたら、その都度御発言いただきたいと思います。

とりあえず3ページまでのところはよろしいでしょうか。

続きまして、4ページのなお書き、第2パラでございますが「報告者の負担に配慮する必要があること」を追加したいという点でございますが、これはいかがでしょうか。

これは後ほど私が発言をするメモにも関係しますので、ここに入れていただくことは大変いいことだと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、4ページの変更事項の全体に関して、これは前回御議論いただきましたので、事実関係についてはペンディングをとった上で、一番下のパラグラフ「これについては」のところでございますが、この部分に関して御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に「②名簿が統一化されることにより、i) 施策等への活用の向上に資すると認められること、ii) パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待されることから、適当である」としてありますが、何か御意見ございますか。

調査実施者側の方から何か御意見ございますか。

○平岩土地市場課長 今、お話のあった「ii) パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待される」という表現ですが、前回の修正前の「データの正確性の確保が期待される」という表現との差異は何でしょうか。私どもは答申なりをいただいて、それを忠実に理解してやっていかなければいけませんので、御説明いただければ大変ありがたく存じます。

○廣松部会長 この部分の趣旨は、先ほど坂井企画官から説明のありましたとおり、今回、名簿を統一して、ストックとフローを統一的に捉えるという側面を強調して、こういう書き方をしたわけですが、それにより確かにデータの正確性が確保できると思います。

○平岩土地市場課長 具体的にお書きいただいたというか、成果として期待できるところをお書きいただいたということで、基本的に私どもはデータの正確性を確保するということを、パネルデータ化も含めて、最大限努力しろという御趣旨だと理解してよろしゅうございますでしょうか。

○廣松部会長 はい。

ほかの委員の方、今の点はいかがでしょうか。もう少し直接的に「データの正確性の確保」という表現の方がいいとお考えでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 もちろん「データの正確性」という書き方でもいいとは思いますが、具体的にはマッチングがしやすいということで、統合した名簿があった方がいい、最大のメリットはパネル化がしやすいということだと理解すれば、この表現でもいいのではないかと思います。

○廣松部会長 折衷案をとるとするならば「データの正確性の確保ができるとともに」と

というような表現をつけ加える。例えば「データの正確性の確保とともに、パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待されることから」という表現ではいかがでしょうか。

○西郷委員 それでいいと思います。それでいいというのは、まずはデータを制作する立場としては、データの正確性を確保するというのが第一義であって、それがどう使われるのかということに関しては、使用者の側で考えることだと思いますので、答申の案としては「データの正確性の確保」という文言がちゃんと入っている方がいいと思います。

○廣松部会長 分かりました。

もう一度繰り返しますと「ii）データの正確性の確保とともに、パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待されることから、適当である」としたいと思います。ありがとうございました。

そのペンディングは、これでとらせていただきます。

5 ページは、特に修正はございませんが、もし何かお気づきの点がございましたら、御発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

先に進ませていただきます。先ほど中村委員から御指摘がございましたとおり、6 ページの表7の下の※のところは「国土交通省が担当する会社法人以外の法人は全国組織の法人等とし、都道府県は国が担当する法人以外の法人（地方組織の法人等）とすることとしている」。何となく表現として分かりにくいですね。

○坂井国際統計企画官 後段の方は「担当する」を入れさせていただいてよろしいでしょうか。前の方は「担当」が重なってしまうので、とりますけれども、後ろの方は動詞が成り立ちませんので、申しわけございませんが、そういう形にさせていただきます。「都道府県は国が担当する法人以外の法人（地方組織の法人等）を担当することとしている」という形でよろしいでしょうか。

○廣松部会長 よろしいですか。

表現上しっくりきませんので、「国土交通省が担当する会社法人以外の法人は全国法人等であり、国が担当する法人以外の法人は都道府県が担当することとしている」とすることではいかがでしょうか。

細かいところですので、ここで時間をとってあれですから、もう少し明確になるような修正を考えることにします。

そういたしますと、6 ページの一番下の評価の部分は「これにより土地の有効活用を促すための施策等への活用が期待され、また、会社法人や地方公共団体等における調査結果の利活用の促進等、利用者の利便性向上にも資するものと認められることから、適当である」と修正いただいたわけですが、ここはよろしいでしょうか。

次にいきまして、7 ページ、2 の前回答申の今後の課題に対する対応でございます。

「(1) 『駅ナカ』の把握」のところでは、これまで国土交通省が得ている結論を括弧づきで明確にしました。

①では、都道府県単位で面積等を把握することを明確にしました。

「また」の параグラフで、把握することの詳細を記述しています。

②として、停車場用地として一括把握しているが、駅舎内に店舗等が数多く存在するような場合、報告者負担の観点からそれらの困難であるという点がございました。

これに関して、国土交通省はよろしいですか。こういう結論づけというか、表現にしましたが。

○平岩土地市場課長 はい。

○廣松部会長 ここはお認めいただいたことにいたします。

8 ページ、駅ナカの把握を行わないことについては、他の基幹統計調査、具体的には商業統計あるいは経済センサスで把握しておりますので、重複を排除する観点からやむを得ないという結論にしております。

「(2) 行政記録情報の活用」でございます。

前回と変えたところは3つ目のパラグラフで、前回は手続総数に関して8億5,000万と数字がございました。その根拠は1,700自治体×50万事業者ということで、そういう数値を出したわけですけれども、確かにこの数字がひとり歩きすると、余りよくないにも思いますので「手続総数は膨大になることが予想される」という表現に直したということですが、この点はいかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

ありがとうございます。その点はこういう形で、逆に言うと、ちょっと曖昧な形にしてしまったんですが、そういうふうにしたいと思います。

その下「また」のところで、固定資産課税台帳を使おうとした場合でも台帳の閲覧が許諾されないことや、その他生ずるおそれがある事態を明記しております。

ただし「なお」以下のところですが、これはかなり将来的な話ではございますが、ビジネスレジスターに課税台帳データが掲載された場合には、それを活用する検討をお願いしたい、する余地があるという表現ですが、この辺はいかがでしょうか。

これはかなり長期的な話で、固定資産課税台帳そのものは市町村が所管しているわけですから、それを国土交通省として使おうとしたときに、ここに挙げられているような問題がある。それらをクリアした上での話でございますが、この点はいかがでしょうか。

国土交通省から何か御意見ございますか。

○平岩土地市場課長 ここの部分の表記は、前回の調査の御審議の際にいただいた、今後の課題について、これまでの取組の中で整理させていただいた表現でございます。

「なお」以下のビジネスレジスターの関係は、私ども名簿の整備なりをやっている中で、ビジネスレジスターを活用させていただくことが究極の要望・熱望でございまして、これを早期に整備していただくことが、最も望まれるということで書かせていただいたんですが、1点心配な点は、部会長からもお話がございましたけれども、私どもが要望しているんですが、答申の中で書いていただくという位置づけになりますので、ビジネスレジスターの当局としては、非常に重い宿題になるのではないかと考えています。固定資産税の課

税台帳がビジネスレジスターにのってくるといのは、私どもの要望ではございますが、議論があるとすれば、答申の中で位置づけて、ある意味きつく義務づけるというか、取組を促すという強さ、そここのところは、どのようにお考えいただけるのか。書いておきながら恐縮ですが、そうなればありがたいんですが、ちょっと懸念があると思っております。

○廣松部会長 というのが、調査実施者側のお考えですが、いかがでしょうか。

この表現としては、一応「例えば」を入れて書いたわけですが、先ほど申し上げましたとおり、まだ先が読めない状況でもありますし、それがビジネスレジスターを整備している担当部局の方へのどの程度の圧力になるのか、あるいはサポート材料になるのか、そこはよく分からないんですが、この答申の中で、こういう形の表現を入れることに関して、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

北村委員、何かございますか。

○北村委員 ここでこういう結論になるのはいいと思いますし、この書き方でいいと思うんですけども、後ろの「3 今後の課題」のところ、行政記録情報の活用の話が消えてしまっています。部会長メモをお出しになるということで、そこには入っているわけですが、後ろの「3 今後の課題」のところでも、多少それがあれば、余計いいのではないかと理解するんですが、そこは難しいんでしょうか。

○廣松部会長 私の考えというか、これまでの経緯を見ますと、これを「3 今後の課題」に移してしまいますと、次回までに何らかのアクションをとることを要求することになっています。慣例として、そういう扱いになっていますので、そこまで要求するのは強過ぎると考えた次第です。当然これはビジネスレジスターを整備している側の状況も関連しますので、こういう形で入れました。後ほど御紹介いたしますが、部会長メモとして、この点に関しては、かなり詳細に触れる予定でありますので、この部分はとってもいいとも考えており、その判断が私もつきかねております。委員・専門委員の方々の御意見を伺えればということでございます。

○坂井国際統計企画官 事務局として、なお書き以下を書かせていただいた趣旨を御説明します。答申上、これをもって行政記録情報担当部局の取組を求めるまでの強い拘束を意図したわけではございません。鍵括弧でくくっている趣旨は、国土交通省が前回の答申を踏まえて、検討された見解がこれであるということを御紹介しているにすぎないわけです。また、ここで記載した趣旨は、まさにこの点が焦点にあるわけではなく、経費や時間等、非常に労力をかけるという費用対効果の面で難しいであろうという判断をさせていただいたところが主眼でありますので、特に事業所母集団データベースを所管される総務省において、特段支障がないのであれば、あえて問題にする必要はないのではないかと考えた次第です。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○坂井国際統計企画官 もう一点申し上げますと、事業所母集団データベースの充実に関

しては、政府としてあらゆる機会を捉まえて発信していきませんと、恐らく事業所母集団データベースの整備において、行政記録情報を収納していくという動きが加速しないのではないかという気もしております。かくいう我々もある意味では事業所母集団データベースの所管部局でございますので、バイアスがかかった表現でございますが、一応そういう意味合いで応援の意味で書かせていただいているということでございます。

○廣松部会長 どうぞ。

○牧野専門委員 私は民間ユーザーの立場に近いと思うんですけども、後ほどの部会長のメモにも関連いたしますが、不動産に携わっておりますと、日本は情報の開示が不足しているとか、インデックスが不足しているといった感覚を強く持っております、民間でも、近年インデックスの作成などが随分増えておりますが、この部会を通しまして、国がする、まさに基幹の統計というもののデータの捕捉率ですとか、信頼度、精度というものが、格段に違うことを学ばせていただきました。

それを民間が活用できる形で、開示の方法も工夫して、充実していただきたいという反面、そうなると、報告者の負担がどんどん重くなっていくといったジレンマがございます。ここで私はビジネスレジスターという表現を初めて拝見して、また、前回そこに現在掲載されているデータもお尋ねしました。今回の件に限って見ましても、固定資産台帳の閲覧という形で行政情報を活用するのは、ちょっと無理がある。ですから、これは削除せずに、可能であれば、このまま表現として残していただいて、こういう方向で御検討いただくことが望ましいのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

法人建物統計の答申としては、いささか言い過ぎという側面がなきにしもあらずで、ちょっと気になっているところではございます。

ほかに御意見ございますか。特にございませんか。この部分は残すということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、9ページ「3 今後の課題」の上のところ、パネルデータの公表等の今後に課題に対する評価でございます。「このため、国土交通省は、今回の変更において、両調査の統一的な名簿整備を図ることとしており、これはパネルデータの作成にも資する前向きな取組と評価できることから適当である」とございます。ここは前回の答申の今後の課題に対する評価とお考えいただければと思います。適当であるとしておりますが、これはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。ここはこういう形にさせていただきたいと思います。

9ページの3は、今回の答申における今後の課題でございます、大きく3つございます。

「（１）土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設」で、今回は名簿の統一およびそれに基づくストックとフローの統一的に把握するということが大変大きな変更点でございます。恐らく経済社会の状況の変化にあわせて、土地の利用状況をより詳細に捉えるために、選択肢の分割とか新設が必要だろうと思われませんが、それに関しては、ここにごさいますとおり、統計の継続性にも影響することから、今後、十分に検討していただきたい。次回は平成30年になると思いますが、その企画時期までに結論を得る必要があるとしております。この点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

「３ 今後の課題」の「（１）土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設」に関しては、この形で記述することにいたしたいと思えます。

「（２）『駅ナカ』の把握」でございます。ここはかなり表現を簡略化した上で「今後」以降ですが「国土交通省において、売り場面積以外の調査事項（例えば賃貸の状況など）の必要性も含め、政策目的との関連性を十分検討した上で判断する必要がある」としております。

ただ、ちょっと気になりますのは、先ほどの本文の８ページの最初の２行でございますが、今回「『駅ナカ』の把握を行わないことについては、他の基幹統計調査との間の重複を排除する観点からやむを得ない」という評価をしているわけですが、その上で、駅ナカの部分を今後の課題として残すかどうか迷っております。この点について御意見をいただければと思えます。

どうぞ。

○北村委員 今、部会長がおっしゃったように、前回は駅ナカの話が出てきて、それに対して答えていただいて、把握しないことは適当という結論を出しているのですが、次にまたこれを考えるというのは、同じような負担をかけることになると思うので、これはクリアしてあげて、把握することは課題として残さなくてもいいと思えます。

毎回、駅ナカとパネルについては、同じような課題があって、パネルはまだやることはいっぱいあると思えますけれども、駅ナカについては、ほかの統計でもあるということであれば、残さないで、もう一回後で言いたいんですが、新たな課題を１つぐらいつけ加えた方がいいと思えます。

○廣松部会長 ほかの専門委員・委員の方々、いかがでしょうか。どうぞ。

○中野専門委員 他の基幹統計との重複を避けるというのは、大前提だと思いますけれども、重複以外の部分でどういう課題が今後出てくるのか。

１つは、駅ナカに限定しますけれども、一番最初の委員会だったと思えますが、北村委員から、駅ナカではなくて、高架下だとか、高速道路のサービスエリアとか、そういったところも、かなり大きな商業集積を持っていると指摘がございました。だから、単なる駅ナカではなくて、新たな商業集積などをどういうふうに把握する必要があるのかどうか、この辺は今後検討すべき課題だろうと思えます。

もう一つは、そういった商業集積だけではなくて、最近、諸外国ではインフラ施設、空

港であるとか、道路であるとか、エネルギー施設などが、投資の対象になっている。これからどのように不動産投資市場を活性化させていくかが課題ですけど、将来的には証券化の対象が、そういったところに拡大していく可能性もありますので、今後の課題の一つであろうと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

これは後ほど御紹介いたしますが、統計委員会の席で、委員長から、土地建物も含めてだと思いますが、体系的な整備をどうするのかという問題提起がございました。その意味で、今、中野専門委員から御指摘いただいた点も、まさにそのことに直接関係する、大変大きな問題であろうと思います。この点は恐らく次の基本計画の中でも、大変重要な柱になると個人的には思っておりますが、そういう動きもあり「(2)『駅ナカ』の把握」は落とすということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 「3 今後の課題」としての「(2)『駅ナカ』の把握は」落とすことにいたしまして、Pをとらせていただきます。

「(3)パネルデータの作成」でございます。これに関しましては、幾つか論点があり、いろいろ御指摘をいただきました。それを踏まえまして、ここに書いてございますとおり「平成25年の調査結果を踏まえ、①パネルデータの政策への活用、②パネルデータ分析の手法(土地ベースでの分析や法人の倒産・廃業、新設等における土地の移動に着目した分析等)について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画(平成30年)の企画時期までに結論を得る必要がある」といたしました。これに関しては、いかがでしょうか。特にございませんか。

○北村委員 これで結構だと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

そうしますと、先ほど事務局から説明がありましたとおり、4ページ一番下のパラグラフの、データの正確性の確保とパネルデータの作成及びそれに基づく分析の部分、9ページの前回の答申の宿題に対する対応としてのパネルデータの記述の部分、今回の答申の今後の課題としてのパネルデータの作成の部分、に関しては、今回の答申としては、こういう形で、位置づけたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

先ほど「3 今後の課題」に関して何か御発言があるということでしたが、どうぞ。

○北村委員 「3 今後の課題」のところで、駅ナカをとっていただいたんですけども、これは質問であって、意見というか、こうしてほしいというものではないんですが、中間年のデータをどうするかという話が、部会長の発言メモで出てくると思います。それは今回の答申の内容ではないので、部会長のメモとして議論されるということだったと記憶しているんですけども、委員長のお話もありましたし「3 今後の課題」の中にそういう

ものは入れられないのかと思います。

というのは、あと5年経ったときとは、もう少し中間年をどうするかという話が入ってくるはずですし、今回の答申とは違うんだけれども、今後5年間の間にこういうことを考えてほしいという意味では、入れておいた方が、実施当局としても意味があるのではないかと思います。

○廣松部会長 今の北村委員の御発言に関しまして、ほかの委員・専門委員の方々は御意見いかがでしょうか。どうぞ。

○中村委員 その件について、触れられるものであれば、その方がよろしいと思いますけれども、どうなんでしょうか。今後、答申の文章としてそういうものが入るかどうか。そもそも審議の対象ではないわけです。ですから、入れていただけると非常にいいと思います。

○廣松部会長 そこは私も一番悩んでいるというか、苦しいところでございまして、皆様にお認めいただきましたとおり、中間年の扱いは諮問の中にはございません。ただ、確かに関連している。それをどこまで書き込むのか、書けるのか、そこは私も判断しかねるところです。

法的にはいかがですか。

○坂井国際統計企画官 統計法上は一応諮問事項を特定してしまして、今、部会長が御説明されたとおり、諮問の対象ではございません。実際、先ほど国交省から説明がありましたように、答申を出した瞬間、その答申というのは、今後の基幹統計ないし一般統計のあり方を拘束していく力を持っております。

もう一つ考えますのは、本部会におきまして、部会長の発言メモを拝見する限り、この点も触れていただいております。あわせて、委員長としても、中間年についても部会で議論するよというところまではご要請をいただいておりますけれども、答申に書けというところまでは、私ども事務局としてはいただけないと理解しております。これは先生方の御尽力によって、二度、三度と御審議いただいておりますので、統計委員会においては対委員長向けにはある程度お答えできると考えております。

以上を総合して考えますと、今回の判断としては、あえてここで課題として書くことではなくて、部会長の御発言メモで書いていただいていることも踏まえまして、そちらで対応いただければ十分だと考えております。

○廣松部会長 どうぞ。

○北村委員 次回の検討のときに、具体的に考えていただけるのであれば、あえて「3 今後の課題」のところに載せなくてもいいとは思いますが。

○廣松部会長 ありがとうございます。

私個人といたしましては、これから御紹介をいたしますが、大きく3つメモを作らせていただきました。その中では、中間年に関しては、積極的に考えるべきであるというスタンスで書かせていただきました。それを御覧いただいた上で、もしその扱いでいいと御判

断いただければ、今回の「3 今後の課題」には載せないで整理させていただければと思います。発言メモは、後ほど議論していただくことにいたします。

答申案そのものに関しまして、先ほど御指摘いただきました修正でございますが、2ページの表2の下の文章「地番」となっているのを「番地」に変える。

4ページの一冊下のパラグラフ、ペンディングになっているiiのところ「データの正確性の確保とともに、パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待されることから」と修文をする。

6ページ、表7の下の※ですが、いかがですか。

○坂井国際統計企画官 今、修文を考えましたので、御報告いたします。

読み上げますけれども「会社以外の法人については、全国組織の法人等は国土交通省が、地方組織の法人等は都道府県がそれぞれ担当することとしている」ということです。

もう一度ゆっくり読みます。「会社以外の法人については、全国組織の法人等は国土交通省が、地方組織の法人等は都道府県がそれぞれ担当することとしている。」です。

また文章修正があるかも分かりませんが、こんな感じでいかがでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○西郷委員 それで完全に全部の会社法人以外の法人を覆い切れていることになるんですね。

○坂井国際統計企画官 そういうふうに理解しております。

○廣松部会長 国土交通省は、現実の対応としてこれでよろしいでしょうか。

○平岩土地市場課長 今、伺った限りでは、やることをあらわしていただいていると思いましたが。

○廣松部会長 再修正が入るかもしれませんが、もう一度確認をいたしますと「国土交通省が担当する」はとって「会社以外の法人については、全国組織の法人等は国土交通省が、地方組織の法人等は都道府県が担当する」ということです。

○坂井国際統計企画官 「都道府県がそれぞれ担当する」でございます。

○廣松部会長 そうですね。そのように修文させていただきます。

続きまして、8ページ、手続総数の数値は除くことにいたします。

9ページの「3 今後の課題」の「(2)『駅ナカ』の把握」をとります。

10ページの確認は、次に行いたいと思います。

今までのところが「1 本調査計画の変更」「2 諮問第3号答申『平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について』（平成20年1月21日付け府統委第34号統計審議会）における今後の課題への対応について」「3 今後の課題」に関する部分でございます。

最後「4 法人土地基本統計（基幹統計）の指定の変更（名称及び目的の変更）」でございます。この部分はいかがでしょう。

先ほども事務局から説明がありましたが、西郷委員からは、この点に関して、御発言が

ございました。

整理としては「(2)理由」の「なお」以下のところですが、法定要件を満たしているという形で、変更を認めるということですが、よろしいでしょうか。特に御発言はございませんか。

ありがとうございました。それでは、ここもお認めいただいたことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

答申案の最終稿の文案に関しましては、再修正があり得るかもしれませんが、恐れ入りますが、それに関しましては、部会長に一任をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日のメインの議題は以上でございます。

もう一つは、部会審議の途中でもお約束いたしましたとおり、この審議の過程でいろいろいただきました御意見を踏まえた上で、答申には書き込まないものの、部会審議の内容を紹介するという意味と、さらには委員長から発言がありましたことに対する反応という意味も含めて、部会長の発言メモを作らせていただきました。資料3でございます。

先ほども中間年のフロー調査についてご意見ございましたが、大きく「行政記録情報の活用について」「中間年におけるフロー調査について」「報告者負担の軽減について」の3つを用意いたしました。前例からいうと、3つもメモを出すのは初めてです。

位置づけといたしましては、当然のことながら、この発言メモは、統計委員会の議事録に載ります。ただし、答申のような拘束力を持つものではございません。その意味で、今回の諮問に対する答申以外に少し足を踏み出している部分もございます。それは、どちらかというところ、統計委員会全体としてお考えいただければという問題提起という趣旨も含めております。

それでは、私の責任でございますので、資料3に関して、ちょっと長目ですが、読ませていただきたいと思います。

「行政記録情報の活用について」。

「今回の諮問案件に関しては、前回の答申（平成19年度）において、行政記録情報（市町村が保有する固定資産税台帳等）の活用が求められていました。

行政記録情報については、『公的統計の整備に関する基本計画』において、調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化に資することから、積極的に活用すべきとの考え方が示されております。これに関する法制度を見ますと、行政機関の個人情報の保護に関する法律第8条第2項第4号は、保有個人情報の利用目的外の利用として、専ら統計作成のための利用に道を開いておりますし、統計法第29条では、他の行政機関に対して、保有する行政記録情報の提供を求めることができるという仕組みを設けております。

したがって、一般論としては、統計調査への行政記録情報の活用を検討する際には、これらの計画や法律を踏まえて考えることとなります。実際、そのような検討により、事業

所母集団データベースの整備等の成果も上がってきており、悦ばしいことだと思っております。

しかし、一方で、個々の統計調査において具体的に行政記録情報を活用することについて、統計委員会として現実的で責任ある結論を導く際には、活用を考える行政記録情報の保存状態（たとえば電子化されているか否か）や、その行政記録情報の時点と統計調査の時点の一致不一致、統計調査とその行政記録情報で用いている概念の整合といったことについて、丁寧に見て、判断をしていく必要があることも委員のみなさまが共有できる認識であると考えます。

実際、今回を含めこれまでいろいろな案件の部会審議を経験して痛感したのは、保有者の協力は保有者のリスクにおいて行われることや紙媒体での保存が一般的であることなどをどのように克服すれば、『行政記録情報の活用』という優れた理念の実現に近づくことができるのかという問題でした。

今回の部会審議を経て、私としては

① 『法令の制約や関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがある』と保有者が判断することが無理からぬ事情

② 用語の定義や情報の時点に関し整合を図れず、本来の統計的達成が困難になるという事情

③ 行政記録情報の保有状態等から活用すればかえって非効率となる結果を招く事情があるかどうかを見て、それらの事情があると認められる場合は、少なくとも当面は、本委員会として統計作成者にさらに具体的に行政記録情報の活用をすべきと指摘することは困難であると考えております。実際、今回の諮問案件に関しては、今申し上げたうち③の事情があり、かつ、それは簡単には解決できないものと認められました。

いずれにせよ、次期基本計画の検討においては、行政記録情報の活用に関して、理念から一歩踏み込んで、行政記録活用の具体的な戦術や可能性判断のメルクマールを打ち立てるといふ論点を取り上げてはどうかと考えます」。

こういう発言をしようかと思っておりますが、御意見をいただければと思います。

いささか言いわけ気味で恐縮ですが、すでに御紹介いたしましたとおり、平成23年度の統計法の法施行状況報告に関する統計委員会における審議の中で、固定資産課税台帳を使うかどうかということに関しては、判断を避けて、この部会に委ねることになっております。委ねることを決めたワーキンググループの座長は私だったものですから、自分で宿題を出して、自分で答えなければいけない立場になっております。今回の部会審議における皆様方の御意見を伺うと同時に、私個人の今までの経験も踏まえまして、このようなメモを作成した次第でございます。

御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○北村委員 このメモについては、異存はないと思っておりますし、おまとめいただいて、ありがたく思います。

次期の基本計画において、具体的にもうちょっと戦略的に考えてほしいという意見も、まさに私の言いたいところでありまして、各役所が作っているデータでも、行政記録になると、てんでばらばらなフォーマットで、てんでばらばらな業者が作っていて、例えばスカンジナビアな国などに行くと、どうしてあれだけスムーズにデータが統合できるかを見ますと、やはり統計部局が基本的なフレームワークを作って、マッチングしやすい形で各種の統計、あるいは行政記録を記録しているシステムができています。要するにそういうことを利用しようという前提に基づいて、行政記録及び統計データが収集されていることがあるので、そういうことを基本計画の中で戦略として言っていただけると、非常にうれしく思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

私の生半可な知識で申しわけないのですが、公文書法というものがあります。ただ、あれは保存などが主で、今、御指摘いただいたように、どういうフォーマットで作るかということには、触れていません。

○北村委員 逆にそういうふうになっているので、分権化しているかというか、それぞれの役所が好きな形でやっています。その枠を統一して、後で使いやすいことを前提に設計されるといいと思います。既に始まっているものですから、急にそれを変えるのは難しいと思うんですけれども、徐々に統一化していくしかないと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○坂井国際統計企画官 ご参考までに事務局から申し上げますと、先生の御指摘はまさにごもっともで、ただ、各府省のお立場からいたしますと、自分のところの政策を打つために、必要最小限の負担で、必要最小限の事項をとるのにフォーマットを決めているという事情がございます、統計部局で基本計画上もそういう要請は出していますけれども、なかなか進まない。

一方で、今、部会長のメモにございますように、事業所母集団データベースという形で、既存のものを取り込んで、それを統計に活用できるようにという一歩を踏み出しているところでございまして、そういう事情もあるものと理解しております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 かなり踏み込んだメモだと受け止めました。かなりの勇気を持って、部会長がお書きになったんだと思うんですけれども、特に資料3の1ページに①②③ということで、具体的な条件が示されているのは、部会長発言メモとは言いながら、今後かなり重みを持つのではないかと受け止めました。

最初は確認なんですけれども、これはいずれかの条件が満たされていれば、行政情報を使わざるもやむなしという、オア（or）でとる条件ですか。

○廣松部会長 アンド（and）ではなくて、オア（or）のつもりであります。

○西郷委員　こういう条件がひとたび示されると、これを満たしていれば、行政情報を使わなくてもいいんだと受け取られてしまう。変な話ですけども、今、私の大学は3分の1以上欠席をしたら、それで不可ですと言っているんですが、学生の方はそういうふうには受け取らなくて、3分の1までは休めるんだととるわけです。それと似たような側面はあって、このように明示的に示されると、この条件のうちのどれか1つが満たされれば、行政情報を使わなくてもいいと読まれてしまう。そういうことがすごく心配だというのが、個人的な印象です。

もう一つは確認なんですけれども、①の条項が具体的にどういう場合に当たるのか。つまり同じページの第2段落では、個人情報の保護とは違うレベルで統計情報は守られている、だからこそ、行政情報が統計情報として使えるんですということが書かれているわけです。にもかかわらず、①のような条件が適用されるケースは、具体的にどんなものかというのが分からなかったもので、教えていただきたいです。

○廣松部会長　最初の御意見に関しまして、基本計画の中で、調査実施者は計画を立てるときに、利用可能な行政記録情報があるかどうか、そしてそれが利用できるかどうかということ、検証することを求めています。事前にチェックをするということは、必ずやっていただきたいというのが趣旨です。そして結果として、このような形になった場合、やむを得ないと思うという趣旨です。確かに解釈の仕方はいろいろあり得ると思いますが、そこは、個別の部会等で慎重に審議をしていただくということを前提にしたものでございます。

あえて具体的に3つ挙げましたのは、今まで行政記録情報の活用について、全ての調査に横断的な課題であるということで、WGなどで議論してきたわけですが、もちろんそういう側面があることも事実ですが、実際にこういう形で部会等で御審議いただくと、もう少し具体的な形で議論していかないと、理念倒れに終わって、逆に先ほどおっしゃったように、別の負の側面が出てくるのではないかと考えて、こういう形にしたわけです。

それから、①に関しては、括弧書きの中に法令の制約や云々というところがありますが、確かにそれぞれの個別法でも守秘義務が定められていて、これまではどちらかというと、保有者が判断して、それに抵触しない形で統計作成という個別法から言うと目的外利用、をお願いしてきたわけです。統計の方では、当然のことながら、秘匿処理も含めて、特定化できないような形で公表をする。

統計ではそういう扱いをするのですが、他の情報とのマッチングというか、リンケージを行うと、調査対象者が分かってしまうというおそれがある、そして恐らくそういうケースが起こった場合には、行政記録情報を収集した部局が、まず非難される、非難の矢面に立つ。その意味で、行政記録情報を保有している部局がリスクを負うことになる。そのリスクが大きい場合には、たとえ統計としては匿名化し、個々の調査対象が特定化されないような措置をとって公表したとしても、結果として、そういう状況が起こった場合に、関係者の権利・利益を不当に侵害するおそれがあると考えた次第です。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 ほかに何か御意見がございますか。

行政記録情報の活用につきましては、今、いただいた御意見も踏まえて、再度練り直した上で、私の責任で取りまとめさせていただきます。そのことに関して、この部会として御理解いただいたということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、2つ目「中間年におけるフロー調査について」でございます。これも読ませていただきます。

「今回の諮問案件に関しては、基幹統計である『法人土地基本統計』を変更して、法人の土地等に係るストック構造の変動と併せ、地域別の土地の取引動向（フロー）を把握する統計に充実しようとする要素があると言えます。そして、新たに加わる事項に関しては、従来から行ってきた『企業の土地取得状況等に関する調査』の実績・経験を下敷きにして計画の変更を行おうとしています。

この計画の変更の具体的な内容としては、両調査の対象名簿（資本金1億円以上の会社法人）が統一され、両調査の調査事項について一括して報告を求めることとなります。国土交通省の説明によれば、これにより、

① 土地取引を促進するための施策（税制措置等）の地域別波及効果を検証することが可能となり、その結果を不動産市場の活性化を促進する施策等に活用できる

② 土地に関する統計の体系整備に資する

③ 対象名簿の整備により、今後、パネルデータの作成及びそれに基づく分析にも資する

という利点が考えられるとのこと。

部会の審議におきましては、これらの利点については一応の合理性を認められ、対象名簿の統一は妥当と結論いたしました。

ところで、国土交通省からは、あわせて、法人土地・建物基本調査の中間年における取引の調査の必要性についても言及がありました。いわく、『土地政策の企画・立案、その効果検証、さらには毎年の土地自書、SNA等における活用といった政策目的のために毎年継続的に実施する必要がある。』と。委員からも、不動産をめぐる最近の動向は、金融との関連性を強めつつめまぐるしく変化していることから、フローの状況を毎年承知するニーズはあるとの指摘もあったところです。

ところで、委員の皆さま御案内のとおり、一般統計調査の調査事項と基幹統計調査の調査事項では、その報告について刑罰を持って強制するか否かという法的な意味においても、心理的な意味においても重さの違うものです。そして、今回の諮問においては、結局、一般統計で調査していたものを基幹統計に編入して、調査対象者のその負担を重くしております。国土交通省が利点の②であげている『統計の体系整備』とは、統計の重複等の無駄を極力排除し、国民の皆さんに合理的な負担をお願いしつつ、できるだけ情報量が豊富で有用な統計を作っていくことでなければならないということも委員の皆さん共通の認識で

あると考えます。国土交通省の『中間年におけるフロー調査』に係る言及については、平成25年調査において、現在の一般統計調査である『企業の土地取得状況等に関する調査』の調査対象名簿が、初めて法人土地基本調査の名簿と統一整備されるということや、フローに関するデータを都道府県別に初めて把握するという点については、説明を受けております。

私としては、仮にニーズについては理解できるとしても、報告者に負担をお願いするに至るものであるかどうか、また、そのための工夫・配慮を十分にしているかどうかについての検証なくして委員会として判断することは妥当ではないと考え、諮問事項でもないことから、この場で結論付けないことといたしました。そして、今後、『中間年におけるフロー調査』の実施を検討する場合には、統計実施機関たる国土交通省と審査を担当する総務省との間で、以上のような考えを踏まえて十分な調整を行うことを求めることとしたところです。

なお、今回の答申案では、前回答申において今後の課題とされたパネルデータの継続的作成等について平成25年度の調査結果を踏まえ、パネルデータの作成及びそれに基づく知見を有する専門家の意見を聞くなど、引き続き努力してもらいたいとの課題を指摘し、国土交通省の今後の検討を求めていることを申し添えます」。

これが中間年のフロー調査に関する発言メモでございます。

御意見をいただければと思います。

特に第2パラグラフのところ、国土交通省から提案いただきました計画に関して、記述をしているわけですが、その部分を含めるかどうか迷っていますが、委員会の委員全員の方がこの諮問内容等に関して、詳細を御存じではないとも考えて、一応こういう形にいたしました。

北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 これでもいいと思うんですけども、大前提は、ストック統計と、毎年やっていたフロー統計が共通している年をあわせるという話なので、フローのところは中間年もずっと続いてやるわけなので、ここで答申を受けて、5年で重なっている部分はくっ付けました。でも、それ以外については、今回は聞かれていないのでということですけども、かなり一緒に考えないといけない問題です。

これについては、我々として、具体的に結論が出ないということですけども、確かに一部は取り込んでしまっているんで、中間年をどうするかという話は、もうちょっと責任があるのではないかと思います。要するにかなり積極的に中間年も考えて、統一したデータとして考えた方がいいという意識を私は持っているんですけども、そこはどういうふうに考えればいいんでしょうか。

○廣松部会長 私個人は、先ほど申し上げましたとおり、中間年に関しては、是非国交省の方で、いろいろ検討していただきたいと思っています。ここでは報告者負担のことしか触れておりませんが、調査技術上もいろいろ検討すべき点があるだろうと思います。そう

いうことをクリアした上で、前向きに検討していただいた上で、提案をしていただければと考えております。

○北村委員 分かりました。

○廣松部会長 これは手続論でございますが、前回も御紹介いたしましたとおり、今、行っている一般統計としての企業の土地取得状況等に関する調査は、平成25年の調査は、基幹統計の一部になります。そうしますと、一般統計調査としては、中止をするという扱いになります。

26年以降調査を行うときには、改めてそれを一般統計にするのか、基幹統計にするのか、そこも当然議論・検討すべき点だと思います。その意味で、新たなというか、今まで継続してきた統計調査とは違う形の調査という位置づけで考えていただく必要があるということでございます。

どうぞ。

○中野専門委員 私は前回も中間年の調査について意見を申し上げましたので、今後、実施を検討する場合には、国交省と総務省で十分な調整を行ってくださいということで、これを読んでいて、どのような調整のされ方をされるのか、その辺が非常に不安に感じました。

先ほど北村委員からもお話がありましたけれども、この調整に当たっては、こういう方向でという、もう少し踏み込んだ方向性が見えるような形にさせていただければ、非常にいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○西郷委員 今回で四度目になると思いますけれども、法人土地基本統計というものが売買、つまりフローまで含めて作られるべきだという基本方針の変更点は答申で認められていることになるわけです。ですから、今後作られる法人土地基本統計も、全部今回の答申でうたった何とか統計の変更に沿って作られるのが、私は筋だと感じます。

北村委員もおっしゃっていましたが、ストックの統計だけ切り離して、フローの統計について触れないというのは、何となくおかしいような感じがしますので、フローのこともあわせてどこかで議論すべきではないかと思っています。

今、土地の売買の状況が変わっているということで、フロー単独で見ても、非常に重要な統計であると、中野専門委員から御指摘がありましたけれども、中間年のストックを作成するという観点から考えても、毎年フローの調査をやっておくことの意味はあると思います。もしストックの統計を毎年作ることを是にすれば、フローの調査はやっておいた方がいいということが、自然な結論になってしまうと思います。それがなぜ難しいのかというと、毎年ストックの統計を作る、ないしは毎年フローの統計を作る、報告者負担に見合うだけのニーズがあるのだろうか、そこが焦点になるわけですか。

人口の捉え方などになぞらえれば、5年置きにストックの統計をとって、中間年はフロ

一の統計で押さえて、人口推計という形で、毎年ないしは毎月の人口を捉えるのは、とても自然なことのようには私には思えるんですけども、それをしないことの整理としては、報告者負担に見合うだけの政策ニーズなり、あるいはユーザーのニーズがないという整理になるのでしょうか。

○廣松部会長 統計と統計調査との関係という点に関しては、土地、今回は建物も入れるわけですが、その統計の整備の観点からいって、諮問の中でもふれましたし、メモにも少し書きましたが、今回の計画は大きな前進だと思います。土地と建物とを合わせてストックをとる。それとフローとの関係をどう考えるかが一番のポイントだと考えています。

さらに今回は議論のなかでは直接触れられませんでした。建物のフローをどうするかという面も残る。残念ながら、今回は建物のフロー、建物の取引に関しては触れられませんでした。土地に関しては、御議論いただきましたとおり、中間年をどうするかという大きな課題があるのですが、私個人としては、土地建物の統計的な整備という意味で、やはり土地と建物を合わせた形の全体像を考えるべきであると考えます。もちろんその第一歩として、土地に関して今回のような整備がなされるというのは、いいことだと思います。土地に関して、今までこういう形で、議論が必ずしも十分になされてこなかったのも事実でございます。私個人の意見として、それを委員会の場で問題提起をしたい意図もあって、こういう書き方をしました。

先ほどの繰り返しですが、私個人も、中間年、あるいは別の言葉で言うと、フローの調査に関して、調査実施者及び調整を担当している総務省との間で、是非ポジティブな形でお考えいただければと思っております。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この点に関しましては、もう少し積極的に書いてもいいのではないかと御意見もいただきました。その御意見も踏まえまして、これは私の責任で、改めてもう少し見直した上で、最終稿を作りたいと思います。

ということで、この部会として御理解いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、今の点と関連することでございますが「報告者負担の軽減について」でございます。

これは、今回の諮問内容、中間年の扱いと関連すると同時に、本委員会で竹原委員から御発言がありましたので、それに答える意味もございます。さらに委員長からも発言がございましたので、その点も含めて、メモとしてまとめた次第でございます。

これも読ませていただきます。

「今回の諮問案件に関しては、行政記録情報の活用と並んで報告者負担の軽減も重要なテーマとして考えました。統計の体系化の理念の下、基幹統計一つと一般統計二つの調査

事項を統合し、土地及び建物の所有というストックに係るだけでなく、それらの取引というフローに係るデータも把握しようとする取組は、統計の継続性にも配慮しつつ、報告者の負担の軽減という視点を欠いてはならないものだからです。この点については、本委員会においても、竹原委員からも指摘があり、樋口委員長から検討を要請されました。

ところで、報告者負担の軽減という論点についての実際のアプローチは、従来、調査事項数や報告者数の削減といった量的なものに重点が置かれていたように思います。しかし、今回の審議に当たり、こういった量的なものに加え、質的なもの（たとえば機微にわたる情報や答えることに精神的な抵抗を感じるような情報の報告を求める設問があることや、報告者が『何に利用されるのか分からない』『どんな統計に結果するのか分からない』というフィードバックに対する疑問を持ってしまい片務的な負担感を覚えるような設問があることや集計が民間ユーザーの利用しやすいものとはなっていないことによって、報告者に心理的な意味で与える負担）も報告者負担を考える際には看過できないものと考えました。

今回の部会審議においては報告者負担について総合的に審査した結果、新たに提供される集計表を、報告者を含め利用者にとってより利用価値の高いものとする中で、報告者の片務的負担感が軽減され、利用者が自ら集計を行う負担も減少することが期待できるのではないかと考え、統計の利用者でもある報告者から意見を聴取し、その結果を踏まえ、調査実施者に対して、報告者でもある法人の利活用に資するため集計を工夫するよう検討を要請しました。これは、集計事項の追加などの成果となっております。

なお、今回諮問案件については、政策上の必要性から調査事項の増があるものの、調査票レイアウトの工夫による記入事項の省略等の量的な負担軽減のアプローチが図られており、また、これに加え、前回調査の結果を踏まえた工夫（問い合わせ・疑義照会の多い事項の解消や回答しやすい文書の工夫）など、質的な負担という側面からも一定の配慮がなされていることを評価いたしました。

以上のことから、部会長としては、今回諮問案件については、負担軽減に関してできる限りの取組はなされている調査となっていると考えておりますが、調査実施者に対しては、今後、政策上の必要性から調査事項の増加が見込まれることから、報告者負担の更なる軽減に資するようストックとフローの関係性を踏まえ、調査設計の段階からよく検討するように要請しました。

今後も報告者負担に関しては、このような質量両面からのアプローチが有効ではないかと思っております。ご報告いたします」。

以上です。

御意見をいただければと思います。

この点に関しましても、過去のいろんな経緯がございます。調査項目の削減がかなり強く行われた時期もございました。それも1つの考え方ではあるかと思いますが、社会経済の変化、それに伴う政策ニーズの変化も踏まえて、ある程度、調査事項や項目が増える

ケースもあり得る。その必要性は認めた上で、全体として、どういう形で、報告者の方の負担をなるべく増やさないようにするか、あるいは軽減するかという趣旨で書いたものでございます。

今回の諮問案件に関しては、そこに書きましたとおり、いろいろと工夫・配慮していただいておりますので、その点は評価をしております。

何かご意見がございますか。どうぞ。

○西郷委員 もしかしたら、答申の宿題のところに書いた方がいいようなことなのかもしれないんですけども、今回、名簿を統一化して、フローの調査とストックの調査を両方やる。それによって、結果の精度が高まるということが期待されるということだったんです。それが本当にそうであったのかを検証することと、検証の結果に基づいて、例えば30年のストックの調査、あるいはまだペンディングになっている中間年のフロー調査に関しても、25年の調査結果が非常に正確なものであれば、サンプルのサイズを減らすとか、そういうことに結び付いて、結果的には報告者の負担の軽減につながる道が開けると思います。

25年、今までフローとストックとばらばらにやっていたものを一緒にやった。それは精度が高まることが期待できるからだというのが1つの大きな理由であったので、25年の調査結果の精度を検証することによって、報告者の負担軽減につながるような分析なり、検討なりをしてくださいというのは、どこかに入っていた方がいいと思います。部会長の報告者の負担軽減についての1ページの一番最後のところを拝読していて、そのように感じました。

○廣松部会長 その点はしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、こういう個別の統計調査の部会審議をしておりますときの大前提は、変更した部分に関して、変更した結果、精度がどうなるのかということも当然ですし、どういう情報がより有効に使えるようになったのか。それらについて事後チェックしていただくというのは、当然の大前提だと思っております、その意味で、今回、答申の「3 今後の課題」の中には、あえて明記しておりません。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。

報告者負担の軽減についてというメモに関しましても、今、いただいたような御意見を踏まえて、私の責任で取りまとめさせていただきます。

そのことに関して、部会として御理解いただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

そういたしますと、本日、予定をしておりました議題の3つは、無事に終了することができました。

時間が過ぎてしまったんですが、全体を通じまして、特に御発言ございますか。

言い忘れましたが、部会長メモに関しましては、当然のことながら私の責任でございますが、御意見等がございましたら、事務局経由でも構いませんし、私に直接でも構いませんので、御連絡いただければと思います。これらについては21日に報告をする予定でございます。当日ですと、私の方で対応するのが難しいものですから、早目に御連絡いただければ、それも考慮した上でまとめてさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

再度繰り返しますが、本日、答申案に関して、全体として御承認をいただきました。もちろん一部、法令審査等の段階で、修正を要するところがあるかもしれませんが、それに関しましては、部会長一任という形にさせていただきたいと思います。

それでは、以上で答申案と部会長メモについての審議は終了させていただきます。

今回の諮問の答申につきましては、委員・専門委員の皆様方の御協力もあり、予定をしておりました、5回目の予備日は使わずに、何とか取りまとめることができました。心から感謝申し上げたいと思います。

当初の予定では、来年1月の委員会に答申案等を諮る予定でしたが、本日の審議で答申案に対して御了承いただきましたので、今月の21日、来週の金曜日に開催予定の第60回統計委員会に答申案等を諮ることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。御異論はないようでございますので、今月21日の第60回統計委員会に答申案等を諮ることとしたいと思います。

21日に答申案を諮るということになりますと、極めて時間がタイトになります。今回の答申案、部会長の発言メモに関しまして、修正したものは、速やかに事務局から送付いたしますので、内容を御確認いただくとともに、御意見がございましたら、答申案に関しては18日火曜日までに事務局に御連絡をいただければと思います。メモの方に関しましては、あくまでの私の責任でございますので、私の責任で、皆様方の御意見を取り入れられる範囲で、取り入れていきたいと思っております。

最後に一言発言を追加させていただきますが、去る10月28日の統計委員会におきまして、総務省の住宅・土地統計調査の諮問の際に、樋口委員長から、法人と世帯を合わせた土地に関する調査の整理について、考えるべきではないかという御発言がございました。この点に関して、そのときに、私の方から発言させていただきました。皆さんも御存じだと思いますが、法人と世帯の土地所有等に関しては、国土交通省から、土地基本調査総合報告書という形で、既に報告書が出されております。ただ、委員長の本意としては、ちょっと言葉は悪いですがけれども、必ずしもこういう形で、ばらばらの調査結果をまとめるのではなくて、まさに先ほど西郷委員がおっしゃったとおり、統計として、体系的な観点から、どういう調査を行うべきかを考えるようにという御趣旨だったとも理解できます。

その点に関して、すでに申し上げましたとおり、総務省の住宅・土地統計調査に関する部会審議が現在進行中です。その中で、土地に関して、調査事項だけではなくて、調査票

のレイアウトも変える計画に関して、諮問事項になっており、審議がなされています。したがって、この部会から、その審議に差し障るようなことを言うのは差し控えるべきであると考えます。私は法人と世帯を合わせた土地に関する調査、さらに先ほど個人的な意見として申し上げましたが、土地も建物も合わせた形の調査を考えるべきではないかと思っています。これに関しましては、住宅・土地統計調査を、今、審議なさっている部会の部会長と御相談した上で、住宅・土地統計調査の答申が出るときに、両部会長の考えという形で発言するのか、それとも別々に発言をするのかはともかく、今、申し上げましたような形で、法人土地建物統計をまとめたサービス統計部会の部会長としても発言をさせていただくつもりであります。

本部会の答申は本日お認めいただきました。住宅・土地統計調査についても、2月に答申が出る予定でございます。したがって、今申し上げましたことをこれらに反映させることは不可能な状況でございますので、将来的な課題というか、あるいは先ほども発言メモで触れましたとおり、次期基本計画の中の1つの柱として取り上げていただくように、委員会をお願いをするというか、問題提起をしたいと思っております。

この点、御紹介と同時に御了解いただければと思います。

どうぞ。

○坂井国際統計企画官 答申についてご了解ただいたところで、事務局から1点御紹介、委員の皆様にお知りおきいただきたいことだけを御報告させていただきたいと思っております。

今、御審議いただきましたように、法人土地基本調査を法人土地・建物基本調査にするということで、基幹統計調査と一般統計調査を一緒にして、一般統計調査も基幹統計になります。そうなりますと、何が起きるかというところ、地方公共団体を経由している関係もございまして、法定受託事務として実施できるかというところが、非常に重要な要素でございます。法定受託事務か否かは、直ちに本諮問の審議事項ではありませんが、結果精度につきましては、法定受託か否かというところには、かなり違いが出てくると思われま

す。現在、この点につきまして、政策統括官室の法令担当と国土交通省、法定受託事務所管省である自治行政局と議論をさせていただいています。当然、基幹統計調査は一般的に法定受託なので、協力が得られますけれども、非常に重要な問題だと認識しておりますので、本答申の前提として、今、どういう状況かということにつきまして、国土交通省から御紹介いただけたらと思っております。

○川原専門調査官 ただいま事務局からお話があったように、現在、諮問の審議と並行いたしまして、今回、都道府県の役割分担が変更になるということで、地方自治事務の所管省である総務省自治行政局に変更内容を御説明しているところでございます。

自治行政局の懸念としては、旧法人建物調査については、前回までは一般統計ということで法定受託事務になっておりませんが、今回、基幹統計化することで、建物の把握の部分が追加されることから、都道府県の負担が増えるのではないかと懸念されているようでございます。

御承知のように、今回の変更については、都道府県に担当していただく法人の数を大幅に減らしますので、都道府県の負担という部分では、かなり軽くなるものでございますけれども、確かに建物の把握という部分については、法定受託事務で追加になります。

ただ、それにより実質的な都道府県の負担が増えるのかということについては、これまで御説明してきましたように、これまで別々にやっていた建物調査も、今回は土地の調査と統合して1つの調査票として行うわけでございますから、建物について把握事項が増えるからといって、担当する客が増えるわけではございませんので、直ちに都道府県の負担が増えることではございません。その辺りの細かい説明をいろいろしているところでございます。

今回は1つの調査票の中で、土地と建物を把握するわけでございますけれども、それをあえて法定受託事務と非法定受託事務で別々に切り分けした場合、都道府県が円滑な調査の実施を行う上で問題が生じる可能性がございます。

都道府県による基幹統計の実施は、都道府県に権限を付与することでございますので、調査票の回収ですとか、調査票の空欄や疑義があった場合に、調査客体の方に照会をしていただく際に、土地の把握については、法定受託事務ということで、基幹統計を実施する権限が与えられていて、建物については与えられていないということになりますと、調査客体から、「土地については答えるけれども、建物については答えない。建物については、あなた方は権限を与えられていないので、答えられない」ということにもなりかねないので、そのあたりは、都道府県の方々がスムーズに実務を実施できるという観点からも、あえて分けるということは無理やりやると、逆に負担増になります。こういったことについて、御理解いただけるように、説明をしているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の点は審議事項ではございません。現在、総務省の政策統括官室、調査実施者、自治省の担当者の方々に大変御苦労いただいているというか、調整をさせていただいているということだけ御紹介していただきました。

先ほど、事務局からありましたとおり、これは調査実施のための大前提でございますので、調査実施者の方には御苦労をおかけしますが、調整の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がオーバーしてしまいましたが、これで本日の審議を終了したいと思います。

今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○佐々木副審査官 先ほど部会長からもお話がありましたが、答申案、部会長発言メモの3点につきまして、修正版を早急に事務局でお作りいたしまして、12月18日までに、その修正版について御意見等がある場合には、メール等で適宜事務局に御連絡をお願いしたいと思います。

あと、先ほど部会長からありましたように、21日に開催されます、60回の統計委員会に

修正したものを提出する予定とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会は、これで終了いたしたいと思います。長時間どうもありがとうございました。